８－２

【沖縄県企業局】　　令和８年１１月２日

指名停止措置の概要

１　指名停止措置業者名
有限会社 ナザキ開発
名護市大南３-10-10
４７００５１２７　　代表者　内間　保
（土木特Ａ、建築Ｃ、造園、水道施設工事、解体工事）

２　指名停止期間
令和８年１１月３日～令和９年１月２日（２か月）

３　指名停止措置の範囲
沖縄県が発注する全ての建設工事等（下請けを含む）

４　事実概要
(有)ナザキ開発が受注した、企業局建設課発注の「名護浄水場敷地造成工事（その１）」において、工期内に工事を完成することができず、23日間の遅延が生じた。
このことは、県と締結した契約に違反し、工事等の契約の相手方として不適当であると判断し、指名停止を行う。

５　指名停止措置理由
本件については、「沖縄県における工事請負契約に係る指名停止等措置要領」別表第１第４号の措置要件に該当する。

「沖縄県における工事請負契約に係る指名停止等措置要領」
別表第１（抜粋）

措　置　要　件	期　間
（契約違反） ４　第２号に掲げる場合のほか、県発注工事の施工に当たり、契約に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められたとき。	当該認定をした日から２週間以上４か月以内